

衛星データによる作物の作付状況調査効率化業務委託 仕様書

1 委託業務名

衛星データによる作物の作付状況調査効率化業務

2 目的

本業務では、経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付状況調査をはじめとする関連業務の効率化を推進することを目的とする。

3 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和9年3月1日まで

4 業務内容

- (1) 大崎町に最適化した作付作物判定 AI モデルの構築
- (2) 上記モデルを活用した衛星データ解析による作付状況調査効率化支援
 - ア 衛星データ解析結果の逐次納品
 - ①納品データ形式は協議の上、決定する
 - ②年複数回の調査業務に対応すること
 - イ 解析結果活用等の運用支援
- (3) 従来の調査方法との比較による費用対効果の検証支援
- (4) その他、業務実施に当たって必要な事項

※提案内容にウェブアプリケーション等のシステムを含める場合は、大崎町役場内の環境を使用できないことから、システムを単独で使用できる端末等の費用を含めた提案とすること。

5 業務報告及び委託料の支払について

- (1) 受託者は、業務完了後、上記4の業務内容及び成果等についてまとめた業務報告書を速やかに提出すること。
- (2) 本協議会は、業務完了後、受託者からの請求に基づき、請求日から30日以内に委託料を支払うものとする。本協議会は必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

6 再委託の禁止

受託者は、業務履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本町の承諾を得た場合は、この限りではない。

7 個人情報の保護

受託者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大崎町個人情報保護条例（平成5年4月1日大崎町条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た寄付者の個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、本業務の履行において知り得た寄付者の個人情報を、第三者に漏えいしてはならない。

8 損害賠償

受託者の故意または過失により、本協議会に損害を与えた場合、受託者は本協議会にその損害を賠償しなければならない。

9 契約の解除

(1) 本町は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。

ア 官庁から営業取り消し、停止等の処分を受けたとき

イ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき

ウ 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続開始決定の申立があったとき

エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

オ 解散、合併、会社分割、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき

カ 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき

(2) 本協議会又は受託者は、相手方が契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正しないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

10 その他

(1) 仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義がある場合は、本協議会と協議のうえ定める。

(2) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、本協議会と協議のうえ対応すること。